指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

１　行政処分の概要

令和７年５月から令和８年１月まで株式会社 Olive が運営する指定障害児通所支援事業所に対して、児童福祉法（以下、「法」という。）第 21 条の５の 22 第１項に基づく監査を実施しました。当該監査において、不正請求等が確認されたことから、行政処分を行いました。

２　対象事業者

⑴　法人名　　株式会社 Olive
⑵　代表者　　代表取締役　佐藤　拓穂
⑶　所在地　　いわき市泉玉露七丁目２番地の６

３　対象事業所

⑴　名称　　放課後等デイサービスオリーブ
⑵　サービス種類　　放課後等デイサービス
⑶　所在地　　いわき市泉玉露七丁目２番地の６

４　指定年月日　　令和６年１月１日

５　処分の内容　　指定取消処分

６　処分年月日　　令和８年 10 月 30 日

７　処分効力発生日　　令和９年１月 30 日

８　処分の理由

⑴　人員基準違反（法第 21 条の５の 24 第１項第４号）

令和６年１月から令和７年４月までの営業日 381 日中 228 日において、基準上必要な人数のサービス提供職員（児童指導員または保育士）が配置されていなかった。また、当該期間、専任かつ常勤が要件である児童発達支援管理責任者として届出されている者が、実際は別事業所で勤務しており、事業所に配置されていなかった。

⑵　運営基準違反（法第 21 条の５の 24 第１項第５号）

令和６年１月から令和７年４月まで、児童発達支援管理責任者の未配置により、個別支援計画の作成のための一連の流れが適切に実施されていなかった。

⑶　不正請求（法第 21 条の５の 24 第１項第６号）

ア　令和６年１月から令和７年４月まで、基準上必要な直接支援を行う者（児童指導員又は保育士）を配置していなかった。また、当該期間、専任かつ常勤の要件がある児童発達支援管理責任者として届け出られていた者が、実際には、勤務しておらず、未配置であった。以上のことから、令和６年２

月から令和７年４月まで、人員欠如減算の対象となるにも関わらず、当該減算を適用せず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

イ　令和６年１月から令和７年４月まで、児童発達支援管理責任者の未配置により、個別支援計画の作成に係る一連の流れを適切に行っていなかったことから、令和６年２月から令和７年４月まで、個別支援計画未作成減算の対象となるにも関わらず、当該減算を適用せず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

ウ　令和６年６月から令和７年３月まで、サービス提供職員の員数が人員基準上必要とされる員数を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定し、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

エ　令和６年 10 月から令和７年３月まで、サービス提供職員の員数が人員基準上必要とされる員数を満たしていないにもかかわらず、専門的支援体制加算を算定し、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

⑷　不正の手段による指定（法第 21 条の５の 24 第１項第９号）

代表者は、新規指定申請時に勤務予定であった一部の従業員が勤務する見込みがないことを把握していたにもかかわらず、新規指定時に市に虚偽の従業者の勤務形態一覧表を提出し不正の手段により指定を受けた。

⑸　不正又は著しく不当な行為（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 11 号）

人員基準及び各種加算の要件を満たしているように見せかけるため、実際には勤務していない従業者を勤務していると偽り、市へ提出する従業者の勤務形態一覧表について、実態と異なる虚偽の届出を複数回行った。

９　不正利得の徴収（返還金及び加算金）

児童福祉法第 57 条の２第２項の規定により、障害児通所給付費について返還させるべき額（返還金）を徴収し、当該返還金に４割を乗じて得た額を加算金として徴収します。

返還金については今後精査することとなりますが、見込み額は次のとおりです。

⑴　返還金　　約 1,400 万円
⑵　加算金　　約 500 万円
⑶　合　計　　約 1,900 万円

10　再発防止に向けた市の取組

⑴　事業所に対する法令遵守の徹底と不正の未然防止に向けた注意喚起の強化
⑵　障害児通所支援事業への新規参入事業所に対する早期運営指導の徹底
⑶　障害児通所支援事業所に対する運営指導の実施件数の拡充
⑷　新規指定時における従業者の勤務実態確認の強化

（事務担当）
保健福祉課法人指導係　電話　22－7526